

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

平成27年度第1回総合教育会議について

資料1 平成27年度 総合教育会議の設置・大綱の策
定について

資料2 平成27年度 第1回総合教育会議開催状況に
ついて

参考資料 かわさき教育プラン第1期実施計画

平成27年6月4日

総 務 局

平成27年度 総合教育会議の設置・大綱の策定について

総合教育会議とは、市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき設置されるもの。

（平成27年4月1日法施行）

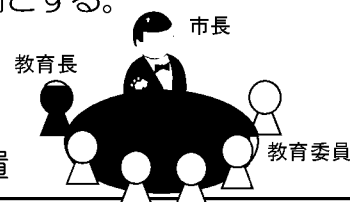
1 総合教育会議の招集 【法第1条の4】

★総合教育会議の設置【法第1条の4】

首長が招集し、首長と教育委員会が構成員となり会議は原則公開とする。

★総合教育会議での協議・調整する事項

- ①教育行政の「大綱」の策定【法第1条の3】
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



★会議の運営方法（開催方法、協議・調整事項内容、非公開事項、事務局）等については、運営要綱や運営指針を定める。

2 大綱の策定 【法第1条の3】

★総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定する。

★首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行する。

基本的な考え

- 総合教育会議において協議する。
- 地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- 目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- 学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を記載することができる。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。ただし、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画が定めている場合には、その計画をもって大綱に代えることができる。

留意事項

- 地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。
- 地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定していること。
- 地方公共団体の長が、教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものである。

平成27年度 第1回総合教育会議開催状況について

1 日 時 平成27年5月30日(土) 17:00~18:27

2 場 所 中原区役所5階 501・502会議室

- 3 参加者 福田紀彦 市長
 峪 正 人 委員長
 吉崎 静 夫 委員長職務代理者
 高橋 陽 子 委員
 中本 賢 委員
 濱谷 由美子 委員
 渡邊 直 美 教育長



4 傍聴者数 27人

5 協議・調整事項

(1) 川崎市総合教育会議運営要綱(案)及び運営指針(案)について

→原案どおり承認

(2) 今年度の計画について

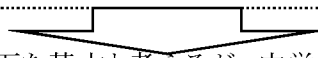
→原案どおり承認

	月日	内容
第1回総合教育会議	5月30日(土)	運営要綱・指針(案)について 大綱の策定について 教育課題について
第2回総合教育会議	8月~10月	大綱(案)について 教育課題の協議・調整につい
第3回総合教育会議	2月	一年間の総括と次年度に向けて 教育課題の協議・調整について

(3) 大綱の策定について

主な意見

- これまで議論を重ねてきた教育プランを基本に、大綱を策定していきたい。
- 新たな大綱や計画を策定するのではなく、今まで議論を重ねてきた教育プランを確実に実施していくことが大切である。
- 実施期間は、教育プランの実施計画が3年となっているので、大綱についても合わせていきたい。
- 市全体で子どもたちの学習について取り組みを実施してほしい。
- 複数の計画が策定されると進行管理が複雑になり分かりにくくなり、学校現場も混乱をしてしまうので、共通したもので策定してほしい。



○大綱は、教育プランの第1期実行計画を基本と考えるが、中学生死亡事件のことからも市長事務部局との連携も重要であり、有識者会議で意見を聞きながら庁内対策会議で検討を行っているので、そのようなことも踏まえて、本市の大綱を策定していきたい。

(4) 教育課題について

主な意見

- 子どもたちに直接関わっている教員の指導力や教育力を高めるために、研修や人間関係づくりが求められている。
- 今後、さらにデジタル社会になっていくため、ICT(情報通信技術)を活用していく必要がある。また、情報リテラシーを向上させる必要がある。
- 給食の時間は、子どもの体と心の成長時期を考えると大切であり、給食を推進する必要がある。
- 寺子屋なども含めて、地域と学校との関係を考える必要がある。
- 自己肯定感を向上させる取組を行う必要がある。

第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第1期実施計画 ～第1期実施計画の全体像～

■プランの基本理念・基本目標

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

■第1期実施計画（平成27年度～平成29年度）「8つの基本政策」と「主な取組」

基本政策

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自尊感情や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(18の施策及び主な取組)

I-1 キャリア在り方生き方教育の推進

★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

(18の施策及び主な取組)

II-1 確かな学力の育成

★総合的な学力向上策の実施

II-2 豊かな心の育成

●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進

●読書のまち・かわさき事業の推進

II-3 健やかな心身の育成

●子どもの体力の向上

★中学校完全給食の早期実施に向けた取組

II-4 教育の情報化の推進

II-5 特色ある高等学校教育の推進

基本政策

III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

(18の施策及び主な取組)

III-1 支援教育の推進

★「児童支援コーディネーター」の専任化の推進

●特別支援教育の推進

●いじめ防止対策の取組

基本政策

IV 良好な教育環境を整備する

地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組や防災教育研究推進校の取組を支援する等、学校安全を推進します。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を進め、より多くの学校の教育環境を早期に改善する等、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(18の施策及び主な取組)

IV-1 学校安全の推進

IV-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

IV-3 児童生徒増加への対応

●新川崎地区、小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組

基本政策

V 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

(18の施策及び主な取組)

V-1 学校運営の自主性、自律性の向上

●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

●区における教育支援の推進

V-2 教職員の資質向上

★県費教職員の移管に伴う学校運営体制の構

基本政策

VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育や、地域による子どもや若者の育ちを支える取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子どもたちの教育や学習をサポートする仕組みづくりを進めることにより、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりや、子どもたちが地域の一員として夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

(18の施策及び主な取組)

VI-1 家庭教育支援の充実

VI-2 地域における教育活動の推進

●地域教育会議の活性化

★地域の寺子屋事業の推進

基本政策

VII いきいきと学び、活動するための環境づくり

市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うため、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かす学びの機会提供を促進します。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会い（「知縁」）を促進し、それか新たな「絆」「つながり」を生み出すよう支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

(18の施策及び主な取組)

VII-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

●図書館運営事業

VII-2 生涯学習環境の整備

●社会教育施設の長寿命化

基本政策

VIII 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実や施設間連携等により、各施設の魅力向上につながる事業を展開します。

(18の施策及び主な取組)

VIII-1 文化財の保護・活用の推進

●文化財保護活用計画に基づく取組の推進

●新たな文化財保護制度の整備

★国史跡橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

VIII-2 博物館の魅力向上

●日本民家園開園50周年に向けた取組